

2025 年 11 月 18 日

各 位

会 社 名 香 陵 住 販 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 金 子 哲 広
(コード番号: 3495 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取 締 役 財 務 管 理 本 部 長
中 野 大 輔
(TEL 029-221-2110)

取締役会の実効性に関する分析・評価結果概要について

当社は、東京証券取引所が定める「コーポレートガバナンス・コード」に基づき、2025 年 9 月期を対象期間とした取締役会の実効性に関する分析・評価を実施いたしましたので、その結果の概要を下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 分析・評価の方法

全ての取締役及び監査役に対し、取締役会の実効性に関する評価の趣旨等を説明の上、アンケートを実施し、全員から回答を得ました。そのうえで、取締役会事務局による当該回答の集計を踏まえ、取締役会における討議を通じ、当社取締役会の実効性に関する分析・評価を実施いたしました。なお、評価を実施した大項目は以下のとおりです。

- ① 多様性確保に向けた協議の評価
- ② 取締役会の構成・規模
- ③ 取締役会の役割・機能
- ④ 取締役会の運営
- ⑤ モニタリング機能について
- ⑥ 内部統制について

2. 実効性向上に向けた 2025 年 9 月期の取り組み

(1) 構成バランスと多様性

取締役・監査役・執行役員・従業員の国籍、年齢、性別及び入社歴のデータを基にした議論を継続し、女性採用及び職種の多様化に注力しました。

(2) 議論時間及び情報共有

取締役会の所要時間や付議事項数の検証を継続し、取締役会外での役員間情報共有ツール（チャット、メール等）の活用を強化しました。

(3) 議案説明資料の早期提供

原則として 7 日前の資料提供を引き続き実施し、遅延や追加資料発生時の内容充実に努めました。

3. 2025 年 9 月期実効性評価結果の概要

当社取締役会は、引き続きその実効性は十分に確保されていると総じて評価されました。一方で、アンケートで示された定性的な課題から、更なる実効性向上に向けて以下の点が明確になりました。

- 【①多様性確保に向けた協議の評価】多様性に関する議論は進展したものの、取締役会の構成が営業的な側面に偏りがあることや、内取締役が中心であるとの指摘が継続して寄せられました。スキルマトリックスの更なる機能向上の必要性が課題として認識されました。
- 【②取締役会の構成・規模】役員について、会社全体のためではなく、個々の立場の保身が強いように感じられるとの指摘があり、取締役会全体としての緊張感と目標へのベクトル合わせが課題として認識されました。
- 【③取締役会の運営について】開催頻度は適切であるものの、重要議案について事前準備や議論の時間（フリーディスカッション）が不足しており、審議の充実化に課題が残ることが確認されました。
- 【④モニタリング機能について】重要な決定について役員間での情報格差があり、全ての取締役が主体的に戦略策定に関与しているとは言い難いく、市場環境やリスク分析を踏まえた中長期的な戦略を自由に議論する機会が決定的に不足していることが課題として認識されました。
- 【⑤内部統制について】内部統制システムは有効に機能していますが、サステナビリティなどの新たな経営課題について、特定の取締役が担っており、会社にとってのサステナビリティとは何かを議論し、全社的な責任を持つ取り組みの必要性が認識されました。

4. 更なる実効性向上に向けた取り組み

当社取締役会は、上記分析・評価結果とアンケートでの指摘を真摯に受け止め、取締役会全体の実効性を更に高めていくため、特に以下の事項を含む課題への対応策を実施し、取締役会の機能向上に努めてまいります。

4-1. 取締役会の構成とスキルマトリックスの刷新

- 必須スキルの再定義と専門性の強化： 地域密着型事業の特性に加え、将来の成長に必要な「DX・IT 戦略」「サステナビリティ・ESG」「リスクマネジメント」などのスキル項目をスキルマトリックスに明確に設定し、取締役の知識・経験のバランスを確保します。
- トレーニングの義務化： 個々に不足する経営スキルの補完するため、外部講習受講によるトレーニングを計画的に実施します。

4-2. 戦略的議論の深化とモニタリングの強化

- 戦略ディスカッションの創設： 既存の取締役会とは別に、市場環境、競合他社、リスク分析等を踏まえた中長期的な戦略を自由に議論する場（非公式な戦略会議など）を定期的に創設し、取締役会が方針決定前の段階から戦略策定に主体的に関与する機会を確保します。
- 重要リスク・サステナビリティの議題化： 不動産業界の主要リスク及びサステナビリティを必須の議題として定期的に取り上げ、特定の役員に任せることなく、全取締役が会社の戦略として議論し、対応方針を決定します。

- 事前質問状の導入：重要な議案について、取締役が質問事項を事前に書面で提出することを義務付け、執行側は回答を準備することで、会議当日の議論を質疑応答と意思決定に集中させ、実質的な議論の深さを確保します。

4-3. 審議の充実化と運営の効率化の両立

- 審議事項の集中と効率化：報告事項を可能な限り取締役会外のチャットやメールで完結させ、取締役会では戦略的な意思決定と重要モニタリングに焦点を絞り、議論の充実化を図ります。
- 対面会議の活用：「リモートであるがゆえの発言のしづらさ」の指摘を踏まえ、重要度の高い会議は対面で開催するなど、対面とリモートのバランスを見直し、非公式な意見交換の機会を設けることで、コミュニケーションの円滑化を図ります。
- 資料提供・レビュー体制の強化：資料提供の遅延をなくすため、提供期限の遵守を徹底するとともに、付議事項の社内チェック体制を強化し、役員が事前に十分な時間をかけて検討できる体制を構築します。

以 上